

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

改正項目	改正		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
	現行	内容 改正後			
<p>市民税及び特別土地保有税の減免申請書の記載事項から個人番号を削除</p>	<p>平成28年1月1日以降の市民税及び特別土地保有税の減免申請書については、個人番号の記載が必要</p>	<p>平成28年1月1日以降の市民税及び特別土地保有税の減免申請書については、個人番号の記載が不要</p>	<p>地方税分野における個人番号の取扱いについて、変更が生じたことに伴い、平成27年3月に公布した荒尾市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第15号)の一部を改正するもの</p>	<p>第51条第2項及び第139条の3第2項第1号</p>	<p>平成28年1月1日から</p>

平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳				一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源		
			国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	議会管理費	963				963	<input type="checkbox"/> 特別委員会設置による ・費用弁償 360 ・依頼旅費 214 ・委託料 389	
	1 款計	963				963		
8 土 木 費	荒尾市民病院建設に伴う大谷長洲港線改良事業費	25,055				25,055	<input type="checkbox"/> 病院建設に伴う道路改良設計及び建設予定地の測量 ・委託料 25,055	
	8 款計	25,055				25,055		
	補 正 額	26,018				26,018	一般財源 ・普通交付税 26,018	
	補正前の額	21,308,780	6,295,343	839,100	1,155,860	13,018,477		
	合 計	21,334,798	6,295,343	839,100	1,155,860	13,044,495		